

平成 25 年度 市民三学地域塾実施要領

1. 目 的

市民三学地域塾（以下「地域塾」という。）は、この塾の開講を通じて、地域の課題解決や地域住民の学習意欲に応え、「市民三学運動」の柱である「求めて学ぶ」機会を増進し、地域へ「学んで生かす」ことにつなげていくことを目的とします。そして、市民三学運動が地域住民へ浸透していくことを目指すものです。

市民三学運動は、郷土の先人佐藤一斎が説く、少、壮、老と、生涯を通じて、社会に役立つ有為な人になろうと学び続ける「三学の精神」、その理念を市民に広げることで、子どもも大人も高齢者もみんな学んで幸せになろうと、読書のすすめ、求めて学ぶ、学んで生かすを三つの柱に、生涯学習のまちづくりを進める運動です。

2. 主催・内容

地域塾は、市民三学地域委員会（以下「地域委員会」という。）が自ら考え、企画し、主催者として開講するものです。

地域住民がどんなことに興味を持っているか、何を課題としているかを把握し、必要な学びの機会を提供し、特色があり、且つ、学習課題を持った内容を計画してください。

3. 開講補助金

①地域委員会が提出する市民三学地域塾実施事業補助金交付申請書により、恵那市（担当：生涯学習まちづくりセンター）が、市民三学地域塾実施事業補助金（以下「補助金」と言う。）を交付します。

②補助金の額は、ひとつの地域委員会に対し、上限 10 万円とします。

③補助金交付決定後、補助金は概算払いにより地域委員会に交付され、事業の経費に使用されます。補助金は、事業完了後に精算し、残金のある場合は市へ返還していただきます。

4. 補助対象経費

①補助金の対象経費は、地域委員会が開講する地域塾に必要な経費とします。

②前項に関わらず、次に掲げるものを除きます。

ア. 他の団体等が実施する事業への単なる財的支援。地域委員会が他の団体等と共催し、企画運営を行うものは可とします。

イ. 参加者の飲食に要する経費

5. 連 携

地域塾の開講にあたっては、地域協議会及びまちづくり実行組織との連携を図ります。また、事業に関連する機関・団体等との連携、地域住民への参

加促進・啓発活動を図ります。

6. 地域塾開講計画書及び実績報告書

- ①地域委員会は、事業の着手にあたっては事前に、生涯学習まちづくりセンターに市民三学地域塾実施事業補助金交付申請書を提出します。生涯学習まちづくりセンターは内容を審査し、補助金交付決定をします。
- ②事業完了後、地域委員会は、生涯学習まちづくりセンターに実績報告書を提出します。生涯学習まちづくりセンターは内容を審査し、補助金の額の確定をします。